

障害者総合支援法サービス（精神障害・難病患者等）

『就労定着支援』

1. 就労定着支援とは

- 就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行または就労継続支援）を利用し、一般就労した障害者のかたで、就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題を一定期間支援することで就労の継続が見込まれる場合に利用します。
- 利用期間は3年間を上限とし、就労移行支援等を利用して、一般就労してから3年6か月を限度とします。

＜留意事項＞ **自立生活援助、自立訓練（生活訓練）と同時に利用できません。**

2. 対象となるかた

（精神障害者・難病患者等共通）

- サービス利用に関して主治医の許可のあるかた。
- 就労移行支援事業等を利用して、一般就労または復職した障害者のかたで就労を継続している期間が6か月を経過したかた（相談は6か月前からできます）。
- 在職していること、および雇用開始日の確認資料として、以下の書類のいずれかの提出をお願いします。
①雇用契約書または在職証明書 ②最新月の給与明細書等のコピー

（精神障害者）

- 精神障害を有し、精神科・神経科・心療内科に定期的に通院されているかた。
- 申請時に「精神保健福祉手帳」、「自立支援医療受給者証」、「障害年金証書」、「医師の診断書」のいずれかの提示が必要です。

（難病患者等）

- 障害者総合支援法における難病患者等の対象疾病に該当するかた。
- 申請時に「難病の医療費助成制度の受給者証」、「医師の診断書」「指定難病要支援者証明書」のいずれかの提示が必要です。

3. サービス利用までの手続き（同時に計画相談支援が必要です。）



※セルフプランの場合は、ご自身でプランを作成し提出してください。

4. 費用

サービスの利用料に応じた1割の自己負担です。収入に応じて1か月の自己負担上限額が設定されています。非課税世帯のかたには減免制度があります。※世帯とはご本人と配偶者です

5. サービス利用の負担上限月額

生活保護・区市町村民税非課税	0円
区市町村民税課税（課税額に応じて）	9,300円
	37,200円

◎ 世帯員の構成または、住民税の課税状況が変わった場合は、負担上限月額が変わる場合があります。

負担上限月額に変更があれば、申請日の翌月から変更後の負担上限月額が適用されます。速やかに変更の届け出をしてください。

問い合わせ先は裏面へ⇒

6. 事業所

下記で調べることができます

東京都障害者サービス情報

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/>



【問い合わせ・申し込み】

障害福祉課 精神障害者福祉グループ

電話 03-3981-1988